

除雪作業についてのお願い

高島市では、冬期の道路交通の確保のため、高島市雪寒対策計画に基づき令和7年12月1日から令和8年3月20日までの期間、除雪路線の除雪作業を実施します。

除雪作業を効果的に早く完了出来るように、特に次のことについてご協力をお願いします。

- ① 路上駐車や路肩駐車は、除雪作業の障害となり、除雪ができなくなりますので、所定の場所に駐車をお願いします。
- ② 道路沿いの生垣や庭木、ブロック塀などは除雪車で傷つけないよう十分に注意し作業を行います。大切な物を除雪作業で傷つけることのないよう、竹に布などで目印を付け、位置がわかるように明示をお願いします。
また、移動が可能なものは除雪作業に影響がない場所に移動をお願いします。
- ③ 作業で雪のカタマリが宅地の出入口をふさぐことがあり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
- ④ 土地所有者または管理者は、降雪や着雪により道路側に竹や木などが倒れて車両の通行に支障がないよう降雪までに伐採をお願いします。
- ⑤ 田畑の道路際に獣害防止柵等を設置されている方は、降雪までに撤去をお願いします。
- ⑥ 火災などの緊急時に備え、地域において消火栓や防火水槽の場所がわかるよう明確にしておいてください。



高島市役所
都市整備部
土木課
(TEL25-8570)